#### 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人北方領土問題対策	独立行政法人北方領土問題対策協会					
評価対象事業年度	年度評価	年度評価     平成 26 年度(第 2 期)					
	中期目標期間	平成 25~29 年度					

2. 評価の実施者に関する事	項		
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	北方対策本部参事官 山谷 英之
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課 横田 正文
主務大臣(融資業務のみ)	内閣総理大臣及び農林水産大臣	·	
法人所管部局	内閣府北方対策本部及び水産庁漁政部水産経営課	担当課、責任者	北方対策本部参事官 山谷 英之
			水産庁漁政部水産経営課長が内へ純一
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課及び農林水産省大臣官房評価改善課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課 横田 正文
			農林水産省大臣官房評価改善課 上田 弘

#### 3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、有識者の意見を踏まえつつ「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」(平成27年6月12日内閣総理大臣決定)に基づき、主務大臣の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。

#### 4. その他評価に関する重要事項

特になし

#### 様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定									
評定	В		(参考)本中期目標	期間における過年月	度の総合評定の状況				
	(※平成25年度の業績評価については改正前の独立行政法人通則法に基づき実施されたものであり、単純比較		26年度	27年度	28年度	29年度			
	はできない旨付言する。)	A	В						
評定に至った理由	定量的な指標の中には中期目標等の 120%に匹敵する指標も散見され、いずれの項目においても、中期目標等に鑑みておおむね順調に達成されていると認められる。								

2. 法人全体に対する評価								
法人全体の評価	長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあって、少ない要員ながら、創意工夫して、計画に沿った事業の推進が総合的かつ							
	適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については強化に取り組んでいると認められる。							
	さらに、国民世論の啓発については、若年層や女性を対象に、わかりやすく、かつ親しみやすい活動を行い、創意工夫がみられるとともに、その活動結果についても、改善点を検討し、次の活動に反映							
	しており、効果の向上に努めていた。今後、北方領土問題について、広く国民に周知されるよう、一層の取組を期待したい。その際には、従来から繋がりのある地元自治体や外部団体にとどまらず、地							
	元の様々な団体や民間事業者、教育機関などとの連携による取組も期待される。							
	融資事業について、リスク管理債権の比率は、平成22年度以降で最低の1.13%となっており、計画を十分に達成している。制度の周知、関連機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努め							
	ており、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。							
全体の評定を行う上で特	該当なし							
に考慮すべき事項								

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など				
項目別評定で指摘した課題、改善事項 引き続き趣旨、目的に沿った啓発事業、融資事業等の活動を期待したい。				
その他改善事項	特になし			
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし			

4. その他事項	
その他特記事項	特になし

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標) 年度評価 項目別 備考							備考
	25 年度	26 年度	27	28	29	調書No.	
	(※)		年	年	年		
			度	度	度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の	質の向上に	<b>二関する事</b> 」	項				
(1) 国民世論の啓発							
①北方領土返還要求運動の推進	A	В				I -(1)-①	
②青少年や教育関係者に対する啓発の実施	A	В				I -(1)-2	
③北方領土問題にふれる機会の提供	A	В				I -(1)-③	
(2) 北方4島の交流事業	A	В				I -(2)	
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A	В				I -(3)	
(4) 元島民の援護	A	В				I -(4)	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	A	В				I -(5)	

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別	備考
	25 年度	26 年度	27	28	29	調書No.	
	(※)		年	年	年		
			度	度	度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
一般管理費の削減	A	В				Ⅱ-1	
業務経費の効率化	A	В				<b>II</b> –2	
人件費の適正化	A	В				<b>Ⅱ</b> −3	
一般競争入札の実施	A	В				II -4	
内部統制	A	В				II -5	
運営費交付金金額策定	A	В				II -6	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
一般業務勘定	_	_				<b>Ⅲ</b> −1	
貸付業務勘定	A	В				<b>III</b> -2	
IV. その他の事項							
重要な財産の処分等に関する計画	A	В				IV-1	
剰余金の使途	_	_				IV-2	
施設及び整備に関する計画	В	В				IV-3	
人事に関する計画	A	В				IV-4	
中期目標期間を超える債務負担	_	_				IV-5	
情報セキュリティ対策	A	В				IV-6	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

平成25年度業務実績評価は改正前の独立行政法人通則法等に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われていたため、単純比較はできない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — (1) —①	北方領土返還要求運動の推進						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0143				

#### 2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度 28 年度 29 年度		
事業等の回数	年間 100 回以上	148 回	144 回	146 回			
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
予算額(千円)			588, 600	527, 644			
決算額 (千円)			598, 034	489, 439			
経常費用 (千円)			578, 574	477, 746			
経常利益 (千円)			_	_			
従事人員数			3人	2人			

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期計画

幅広い国民世論を結集し、
すそ野の広い粘り強い国民
運動を展開するため、返還要
求運動を推進する関係団体
との連携を図り、全国におけ
る各種大会、講演会、研修会、
署名活動等、北方領土返還の
ための国民運動を推進する。
その際、中期目標期間中にこ
れらの活動が多くの都道府
県等において適切になされ
るよう引き続き、全都道府県
に働きかけるものとする。こ
れらの活動の水準は 100 回
以上を維持する。また、返還
要求運動を強化するため、民
間企業と連携した啓発活動
についても検討するものと
する。

中期目標

これらの事業の実施によし員の適切な配置及び必要な

し、すそ野の広い粘り強い 国民運動を展開するため、 求運動に取り組む民間団体 | 等との連携を図り、全国に おいて各種大会、講演会、研 修会、署名活動等、北方領土 返還のための国民運動を推 進する。その際、中期目標期 間中にこれらの活動が多く の都道府県等において適切 都道府県に働きかける。こ 以上に維持するとともに、 支援内容が適切なものとな

るよう努める。また、推進委

幅広い国民世論を結集 (ア)全国に設置されている北方領土返還要 求運動都道府県民会議(以下「県民会議」 という。)並びに返還要求運動に取り組む 「北方領土返還要求運動都 | 民間団体で組織される北方領土返還要求 | 道府県民会議」及び返還要│運動連絡協議会(以下「北連協」という。)│以上開催したか 及び北連協加盟団体等の実施する以下の 事業等が年間 100 回以上に保たれるよう 適切な支援を行う。また、これらの事業の 実施による効果は、事業の実施件数、内容|者、実務家、元島民等| の充実状況、参加数等の状況及び各種大会 を講師として派遣し や講演会等の各事業統一的なアンケート を事業参加者に対して実施するなどして、 適切に把握するよう努める。また、これら になされるよう引き続き全 | の結果や、政府が実施する世論調査の結果 | 全国会議等の会議を を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角 れらの活動水準を 100 回 的に国民の関心度を測定・分析したうえで 啓発活動の改善に努める。

年度計画

#### (i) 北方領土返還要求全国大会

(2月7日「北方領土の日」開催場所:東

#### <主な定量的指標>

主な評価指標

北方領土返還要求 全国大会を始め、各種 事業等を年間 100 回

#### <その他の指標>

開催したか

# 査方法は適切か

各事業統一的なア | 最終選考会エントリーの生徒にスピーチを披露してもらうことで、同生徒

#### <主要な業務実績>

年間146回の支援事業を実施した。支援の条件として、返還運動の事業 内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府 の北方領土問題への基本的立場に合致していることとし、費用についても 費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ、効率的、効 果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が、支 援条件に合致しているかを確認している。支援を行った事業については、 県民大会等へ研究│事業終了後に各実施団体より、参加人数、参加者の反応状況、事業におけ る新たな取組状況などを記載する事業実施報告書の提出を受けており、全 国の県民大会や講演会研修会には、約9,700人の参加があり、県民会議の 収集した署名数は約537,000件に上るなど、返還運動の推進に寄与した。

法人の業務実績・自己評価

昨年度のアンケート結果や政府で実施した世論調査の結果を踏まえ、若 都道府県推進委員 | 年層の関心を高めるため、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」 を用いた啓発活動を引き続き行った。また、文部科学省において、領土教 育の充実を図るため「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導 要領解説」の一部改訂を行い、北方領土についても触れられた。これを踏 助成の支援条件、審|まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において、政府の世論調査に 基づく学校教育の必要性とあわせて当該改訂について改めて周知を行っ た。さらに、県民大会での新たな取り組みとして、スピーチコンテストの

主務大臣による評価

#### В <評定に至った理由>

評定

北方領土返還要求運動都道 府県民会議等が実施する事業 に対する支援を100回以上実施 する等、中期目標に基づいた計

画遂行の実績が認められる。

また、都道府県推進委員全国 会議等の会議等についても計 画通り開催され、推進委員等を 活用して各地域間の情報共有 や啓発活動の改善に向けた努 力も認められる。

これらの各種事業や会議等 においてはおおむね高い評価 を得ており、アンケート調査を 実施することや報告を受ける ことで、課題・改善点を把握し、 よりよい運動の推進に向けた 検討を図り、それを実施し、効

る効果は、各都道府県民会議 | 情報の提供に努め、各都道 | 京) 等における啓発事業の実施 府県との連携を緊密にす 状況、これらの事業への国民 る。さらに、返還要求運動を の参加状況や、実施事業の啓|強化するため、民間企業と 期間に検討した新たな指標しも検討する。 も活用して把握するととも 民世論が全体としてどの程|議等における啓発事業の実 度形成されているかも含め、 数の視点から多角的に国民 標として各種大会や講演会 の関心度を測定・分析した上 等の各事業統一的なアンケ ものとする。

還運動のための啓発施設に 更なる有効活用を図る。

これらの事業の実施によ 施件数、内容の充実状況、参 これらの結果や、政府が実しる。 ついて、保有目的に照らして一施する世論調査等の結果も 験等、多角的に国民全体の えで啓発活動の改善に資す るものとする。

> 「北方領土を目で見る運 月) に建設された啓発施設「北 方館」等の充実を図るとと もに、保有資産の有効活用 月開催予定) ることにより、来館者から 活用が図られるよう検討す る。

- (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演 者に対して実施した 会、研修会等
- (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催す 発効果について前中期目標 | 連携した啓発活動について | る現地(根室市) 集会、研修会等
- (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓 ついて事業実施団体 発、キャラバン、パネル展等の北方領土返 から報告を受けたか に、北方領土問題に関する国 | る効果は、各都道府県民会 | 還要求にかかわるその他の啓発活動
- (イ)県民大会等へ研究者、実務家、元島民 え国民の関心度等を これらの結果を活用して、複|加数等の状況及び新たな指|等を講師として派遣する事業を実施する。
- で、啓発事業の改善に資する | ートを事業参加者に対して | 緊密にするためのパイプ役として推進委 | 討したか 実施するなどして、適切に「員を配置し、協会の得た情報の提供を行 また、保有する北方領土返 | 把握するよう努める。また、 | い、その共有を図り、返還運動の推進を図 |
  - 活用し、性別や年齢、参加経 (エ)会議を招集するととともに、必要に応 ことができたか じ北連協及びその加盟団体等の今年度の 関心度を測定・分析したう┃計画、総括・見直し、課題等に対して助言┃ や支援を行う。
    - 都道府県推進委員全国会議(東京/4 効果はあるか
  - 動」の一環として、根室地域 都道府県民会議代表者全国会議(11月 開催予定)
  - の観点から意見箱を設置す 県民会議ブロック会議 (6ブロック)
  - の施設に対する要望等をき (オ)根室地域の啓発施設については、啓発 が一層図られるよう検討する。

ンケートを事業参加

啓発事業の効果に

都道府県推進委員 議の目的を達成する

活用した情報共有の一た。

北方館等の啓発施 設は保有目的に照ら たか

<評価の視点>

ものか

の学校の同級生や指導教諭が県民大会へ参加するようになったことから、 今後とも、こうした取り組みを更に充実させて、若い世代の参加を促して いく。

方領土問題等の研究者、実務家、また、元島民等を講師として派遣した。 協会から、毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情 勢に関する情報を提供するとともに、推進委員からは、四半期毎に活動報 告書の提出を求めるなど、情報の共有化を図り、地域における返還要求運 アンケートを踏ま|動を効果的、効率的に実施できた。各推進委員の取組みにより、国民世論 の啓発に関しては、協会、県民会議、都道府県が一体となって、全国で100 | 測定・分析したか、ま | 回を超える各種事業を毎年滞りなく実施出来ており、また、新たに教育者 た、分析の上で啓発活 | 会議が 2 県に設置されるなど、地域における返還運動の更なる発展にも寄 (ウ)協会、県民会議、都道府県等の連携を|動の改善のために検|与している。さらに、四島交流事業でも、訪問団員の取りまとめや、受入 事業をスムーズに実施するための土台作りを行うなど、協会の事業を円滑して満足いく成果であるとい に実施できるよう活動している。

> 都道府県推進委員全国会議の実施により、事業計画の周知が図られ、県 全国会議等の各種会 | 民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たっ ての問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果 | 及び改善方策> 的、効率的に推進する上で有益であった。

都道府県民会議代表者全国会議の実施により、政府、協会の下半期、特 推進委員制度等を │に 2 月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することが出来 │ ているため、引き続き粘り強い

> ブロック幹事県担当者会議の実施により、協会の事業計画等を各県ブロ ックの幹事である担当県民会議へ周知させることができるとともに、各ブ│力な啓発活動にも期待したい。 ロック内県民会議の問題点を共有化することが出来た。

県民会議ブロック会議(6ブロック)の実施により、ブロック内の各県 < その他事項> ○ ブロック幹事県担当者会議(11 月、3 | して有効に活用され | 民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することができるなど県民会議 間の連携が強化された。

北方領土の視察に訪れる方々に北方領土に対する一層の理解と認識を 深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目 幅広い国民世論を│で見る運動を推進している。来館者からは、「展示物がわかりやすい」と め細かく把握し、これらの┃効果の一層の向上を図る観点から、施設の┃結集し、すそ野の広い┃いった意見が聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用された。 啓発施設について、保有目│設備整備等を行う。また、啓発施設に設置│粘り強く国民運動を│各啓発施設に設置されている意見箱に寄せられたアンケートによると、 的に照らしてさらなる有効 │の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用 │展開する上で資する │94.7%の人が施設を有意義なものとして考えており、引き続き、来館者か らの意見を踏まえつつ、施設の有効活用が行われるよう努力する。

果をあげていると認められる。 北方館等の啓発施設では、北方 領土を目で見る運動を推進し 県民会議、北連協が開催した県民大会、研修会・講演会等にロシア・北│ており、多くの来館者が有意義 なものだったと考えており、国 民の啓発のための施設として 有効に利用されているものと 認められる。

> このような点において、幅広 い国民世論を結集し、すそ野の 広い国民運動の展開に向けて 粘り強く取り組んでいること が認められ、中期目標等に照ら うことができる。

<指摘事項、業務運営上の課題

各事業においてアンケート ではおおむね高い評価を受け 取組が期待されるとともに、関 心度の測定分析により更に強

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — (1) —②	青少年や教育関係者に対する啓発の実施						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0143				

## 2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
②主要なインプット情報	(財務情報及び人員に関する	情報)							
予算額(千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
決算額(千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
経常費用 (千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
経常利益 (千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
従事人員数			3人	2人					

				注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業	<b>養務に配賦した後の金額を記載</b>
3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
次代の返還要求	返還要求運動の	返還要求運動の「後継者対策」を目	北方少年交流	<主要な業務実績>	評定 B
運動を担う青少	「後継者対策」を重	的として、全国の青少年、教育関係者	事業等各種事業	北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、年度計画に予定した青少年及び教育関係者	<評定に至った理由>
年や教育関係者	点的に推進するた	等に本問題への理解と関心を深めて	を実施したか	を対象とした事業を予定通り開催した。なお、青少年現地研修会と教育指導者現地研修会は合同で開	年度計画記載の7つの
に対して、北方	め、全国の青少年、	もらうための事業を実施する。従前か		催した。	事業については、前年度
領土問題に関す	教育関係者等に本問	ら実施している事業については、前年	「北方領土問	北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会では、アンケートにおいて要望があった「現地の声」	のアンケートの指摘や要
る研修会の開催	題への理解と関心を	度の各事業に対する参加者の意見等	題教育者会議」の	を聞く機会として、根室海上保安部や漁協関係者からの講話をプログラムとして取り入れるととも	望を踏まえ、より参加者
等を行う。なお、	深めてもらうための	を踏まえ、内容の充実に努める。	設置の働きかけ	に、授業実践として、青少年を2グループに分けて実際に北方領土模擬授業を行い、先生方には授業	の視点に立ったプログラ
事業実施に当た	事業を実施する。	なお、事業に参加した青少年には、	を適切に行い、そ	参観してもらうことで授業構成案作りの参考にしてもらうなど研修プログラムの充実を図った。	ム内容に改善した上で計
っては、研修会	なお、事業実施に	事後活動の結果報告の提出を県民会	れを受け、会議の	北方領土ゼミナールでは、昨年度に引き続き、グループディスカッションとグループワークの時間	画通り実施されたと認め
等へ参加した青	当たっては、研修会	議に依頼するなどして、事後活動の推	新たな設置があ	を多く取り、学生が主体となって取り組み、議論を深め、充実した発表を行えるよう考慮した。また、	られる。例えば、アンケ
少年の事後活動	等へ参加した青少年	進を図るものとする。	ったか	グループワークのテーマを予め選定してもらい事前学習を促すとともに、2 名の有識者を講師として	ートでの要望を踏まえ
を推進、支援す	の事後活動を推進・	また、協会が主催する事業について		招き、北方領土問題に関する講義を行い、グループワークにおける議論が更に深まるよう考慮した。	て、北方領土問題青少年・
ることなどによ	支援するなどして、	は、アンケートを実施(北方少年交流	教育者会議全	北方領土問題学生研究会は、平成 26 年度は 2 回開催し、有識者を招いてディスカッションを行っ	教育指導者現地研修会で
って、返還要求	効果的な事業実施に	事業を除く。) し、参加者の反応の状	国会議を開催し	たり、大学の教室において、一般学生向けに、元島民からの講話等の啓発活動を行った。これら活動	は「現地の声」を聞く機
運動への継続的	努め、返還要求運動	況を把握するとともに、年齢、性別、	たか	を通して、学生に主体性を持たせることで、返還要求運動への意識を高めさせることができ、後継者	会として、根室海上保安
な参加について	への継続的な参加を	参加経験等を踏まえた分析等をした		育成の観点から非常に効果的であった。	部や漁協関係者からの講
工夫するものと	促すよう努める。	うえで、次年度事業に反映させる。	前年度事業へ	北方少年交流事業は、元島民三世等の北方少年が、関東・甲信越ブロック青少年事業に参加するこ	話をプログラムとして取
する。	また、協会が主催す	○ 北方少年交流事業(対象:北方領	の意見等を踏ま	とで、お互いの意識を高めることができ、地域の活動の活性化に役立った。	り入れており、更なる事
また、北方領土	る事業については、	土元居住者の3世等)	えた改善・プログ	北方領土問題に関するスピーチコンテストは、青少年や教育関係者への更なる啓発を図るため、全	業の改善への意欲が認め

引き続き全都道 るとともに、同 会議での成果を 教育関係者にフ ィードバックす

研修会の開催等 による効果や、 同会議による成 果の測定に当た 目標期間に検討 も図っていくも のとする。

運動を担う青少 年や教育関係者 領土問題に関す 等を行う。

問題教育者会議 アンケート調査を実 の設置について 施し、参加者の反応 府県に働きかけ ともに、年齢、性別、 参加経験等を踏まえした北方領土研修。 で、意見を事業に反

を図る環境を整備す「生/根室市) っては、前中期 │会議の主導による │大学生/原則年2回) 県に引き続き働きか 次代の返還要求 けるとともに、教育 者会議へのアンケー ト等を実施すること フィードバックする よう努める。

> め、全国の青少年、 題への理解と関心を 深めてもらうための 事業を実施する。

• 内閣総理大臣、内閣府特命担当大 ラム充実が図ら 臣 (沖縄及び北方対策) 等関係大臣に の状況を把握すると「対し、早期解決を訴える。

- ・ 同世代の少年・少女と交流を通じ
- | た分析等をしたうえ | 北方領土問題青少年現地研修会 | (対象:中学生、高校生/根室市)
- 映させるように努め 〇 北方領土問題教育指導者現地研修 会(対象:中学校社会科担当教諭等/ 学校教育における 根室市)
- 北方領土教育の充実 〇 北方領土ゼミナール (対象:大学
- るため、都道府県民 北方領土問題学生研究会(対象:
- 「北方領土問題教育 │ 北方領土問題に関するスピーチコ した指標の活用 | 者会議 | の設置と活 | ンテスト(対象:中学生)
  - |動に対して全都道府 │○ えとぴりか巡回研修事業

充実・強化を図ることを目的とする 「北方領土問題教育者会議」の設置に に対して、北方 で、その活動状況を一ついて未設置の県に対しては、各県の 把握し、同会議での「状況等を踏まえつつ、既設置の都道府 る研修会の開催│成果を教育関係者に│県における設置経緯、規約及び活動事│ 例等の情報提供といった働きかけ・協 力を引き続き行うとともに、既設立会 返還要求運動の 議については啓発資料・資材及び学習 「後継者対策」を重 教材集の提供、有識者・元島民等の講 点的に推進するた 師派遣といった支援を行う。

> 県民会議等が実施する青少年現地 教育関係者等に本問 視察事業について適切な支援を行う。

れたか

加した青少年の 事後活動を推進 したか

る事業や北方領 十問題教育者会 次同以降の事業 内容の改善に役 立つアンケート を実施したか

設立済みの教 援状況及び内容 は有益であった

<評価の視点> 迈還要求運動 の「後継者対策」 に資するものか

国の中学生を対象としたスピーチコンテストを開催し、全国から 6,073 件の応募があり、事業の目的 │ られる。これらについて を十分達成できた。

えとぴりか巡回研修事業は、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を用いて、青少年等に対│頭において事業実施がな 各種事業に参しする研修事業を実施することは、非常に啓発効果があった。

> 各事業の参加者を県民会議から受け付ける際に、事業参加者も返還運動(事後活動)に参画が見込 めることを条件にすることや、県民会議に対して県民大会等の場において派遣報告の実施等を依頼す るなど、青少年の事後活動の推進に努めている。

アンケートの結果は、次年度以降のプログラム策定の際の参考とするため、協会で集約し、整理・ - 協会 が 主催 す│保存している。なお、アンケート結果は事業全体としては、概ね良好な回答を得ているが、個別プロ│を行って、情報共有に努 グラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、より参加者の要望を詳細に把握できるようなア ンケートを実施しており、要望事項については、その内容を検討のうえ、新たなプログラムに取り入しケートを実施して、会議 議の参加者から│れるなど、事業充実のため有効活用している。事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参│参加者の実感を確認した 加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業を評価する意 見は他の事業への活用を図るとともに、事業に対する要望などは、次年度の事業プログラム策定に当 認められた。さらに、教 たっての参考資料として有効活用している。

推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議│いては、訪問・説明活動 のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むを行った結果として、新 よう要請するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未したに設置する県ができる 学校教育における北方領土教育の│育者会議への支│設置県だった2県(埼玉県、千葉県)で新たに設立され、設置県は44都道府県となった。

> 各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議しる。 と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援 を行った。このほか、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県に提供したほか、資料・資材の「運動の「後継者」対策に 供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上 げる環境が格段に整ったことは、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であっ

また、教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な 発展を目的として「教育者会議全国会議」を開催した。会議では、各県の教育者会議から活動事例の 紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができた。 アンケートでは、94.6%の人が有意義と回答した。会議の成果についても、各都道府県において教育 者会議や県民会議において会議内容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて教育者に会議成果が <その他事項> 伝わるよう各都道府県教育者会議に依頼するなど、教育関係者にフィードバックするよう努めた。

青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年が自らの目で北方領土を望見し元島民の 体験談を聞くことにより、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうこ とを目的とする事業に対して適切な支援を行い、平成26年度は20県民会議において実施された。参 加者からは、「実際に目で見ることで日本の領土であることを再認識した」など大変有意義であった との評価を受け、北方領土問題を身近な問題として理解する上でとても有益であった。

は、事後活動の推進も念 されていると認められ

また、教育者会議全国 会議においては、活動事 例の紹介や成果物の配布 めており、その結果アン ところ、有意義だったと 育者会議の未設置県につ などその成果も認められ

以上の点から返還要求 資する取組を行っている と認められる。

<指摘事項、業務運営上 の課題及び改善方策>

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I - (1) - 3	北方領土問題にふれる機会の提供						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0 1 4 3				

#### 2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
②主要なインプット情報(財務情報及	び人員に関する情報)								
予算額(千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
決算額 (千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
経常費用 (千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
経常利益 (千円)			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数					
従事人員数			4人	3人					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	北方領土問題につ	北方領土問題についての	北方領土問題につい	各イベントや啓発等を	<主要な業務実績>	評定 B	
	いての関心と国民世	関心と国民世論を高めるた	ての関心と国民世論を	実施したか	啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓	<評定に至った理由>	
	論を高めるため、国	め、国民が北方領土問題に	高めるため、以下の取		発事業等において配布した。特に北方領土問題について広く国民世	啓発パンフレット・文具等を作成するなど、更な	
	民が北方領土問題に	ふれる機会の提供に努め	組を実施することで、	効果的な事業展開に当	論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用	る啓発活動の充実を図るための工夫と努力が認め	
	ふれる機会の提供に	る。特に、若年層やこれまで	国民が北方領土問題に	たり、アンケート調査の実	資料・資材で使用し、多くの国民の目に触れることができるよう効	られる。また、標語を広く募集し、優秀作品を啓発・	
	努める。特に、若年層	協会が実施してきた取組に	ふれる機会の提供に努	施等必要な工夫を行った	果的な啓発・広報媒体として各種啓発事業において活用した。また、	広告媒体で使用することや、街頭ビジョン等での啓	
	やこれまで協会が実	参加していない国民に対し	める。なお、事業を実施	カュ	啓発用資材(文具)に北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃ	発活動を通して、国民に親しみやすくわかりやすい	
	施してきた取組に参	て積極的に機会の提供を行	するにあたっては、北		ん」のデザインを印刷することで、親しみやすく活用してもらえる	啓発活動を広く行っていることも認められる。	
	加していない国民に	うため、刊行物やパンフレ	方領土問題やその歴史	<評価の視点>	ように工夫を施した。	イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公	
	対して積極的に機会	ットのほかに、民間企業の	などの訴求内容を事業	イベント等の特性を踏	標語・キャッチコピーについては、協会ホームページ、公募専門	にしたフェイスブック及びツイッターを用いて、事	
	の提供を行うため、	ノウハウも活用しながら、	の特性を踏まえながら	まえながら、分かりやすく	誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、5,619 件(昨年度 3,481	前の告知や事業の結果通知を行うなど、インターネ	
	ICT や民間企業のノ	インターネット等の ICT や	適切に判断し分かりや	伝えるような工夫を行っ	件)の応募があった。	ットを活用した積極的なわかりやすい情報発信の	
	ウハウを活用し、北	街頭ビジョン等を用いて、	すく伝えるよう工夫す	たか	ポスターカレンダーについては、一般競争(総合評価落札方式)	ための工夫と努力も認められる。アニメーション動	
	方領土問題やその歴	多くの国民の目にふれやす	るとともに、イベント		により作成された。当ポスターカレンダーは、県民会議等の配布先	画を利用し、子どもにも親しみやすい啓発活動を行	
	史、北方領土の現状	い事業を実施する。なお、実	参加者へのアンケート	上記の視点を踏まえ、北	で有効に活用されている。	っていることが認められる。加えて、ショッピング	
	等に関する情報、知	施に当たっては、北方領土	やホームページにおけ	方領土問題についての関	街頭ビジョン等による啓発については、日本の空港乗降客が最も	モールなどの集客性の高いオープンスペースにお	
	識を分かりやすく伝	問題やその歴史、北方領土	る意見募集を実施する	心と国民世論を高めるこ	多い羽田空港内ビジョンにおいて、啓発映像の放映を行うなど効果	いて啓発活動を行う際は、参加者の興味・関心を高	
	えるよう工夫に努め	の現状等に関する情報、知	などして、参加者等の	とに寄与したか	的な手法により啓発活動を行った。	めるため、イベントの内容を参加型プログラムにす	
	る。	識を分かりやすく伝えるよ	反応や関心度を把握す		ホームページについては、協会の活動内容等を迅速に更新すると	るなど有効な啓発活動を行おうと着実に取り組ん	
		う工夫するとともに、例え	るよう努める。		ともに、インターネット上における北方領土に関するニュース記事	でいると認められる。	

アンケートやホームページ | 啓発用資料・資材の作 における意見募集などによ り、参加者等の反応や関心 (イ) 標語・キャッチコ 度を自ら把握するよう努め ピーの募集 る。

- ば、イベントの参加者への (ア) パンフレット等の

  - (ウ) 啓発カレンダーの 作成
  - (エ) 街頭ビジョン等に よる啓発
  - (オ) 協会ホームページ やSNSを利用して、 事業実績などのコンテ ンツを速やかに更新す るなどして情報発信を
  - (カ) 国民とりわけ若い 世代が北方領土問題に 対する関心を高めるた めの「北方領土ふれあ い広場」(仮称)を実施

をホームページ上で配信するなど情報の迅速な更新に努めた。また、 北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフ ェイスブック及びツイッターにおいて、北方領土関連イベントの事しもおおむね良いものと認められる。 前告知等の最新情報を公開するとともに、同キャラクターを主人公 とした北方領土の豆知識を紹介する2次元アニメーション動画や、 北方領土に関する基礎知識を楽しく学べる北方領土学習コンテンツ をホームページに公開し、積極的に情報を発信した。

「北方領土ふれあい広場」については、若年層を中心に広く一般」と認められる。 の方々に参加型プログラムを通じて積極的に北方領土問題にふれて もらう機会を提供し、北方領土問題の理解を促進するために、ショ ッピングモールなどの集客性の高いオープンスペースにおいて、ク イズラリー形式による北方領土啓発パネルの展示、特設ステージに│触れる機会を創出する工夫を行う様々な取組を期 おいてイメージタレント等によるトークや北方領土関連クイズ大会 | 待したい。 などを開催した。参加者の興味・関心を高めるため、イベント内容 を参加型プログラムとすることとしたほか、テレビ、ラジオ、新聞、 地元情報誌などを通じて告知広告を行い、世論啓発を促進した。ま た、イベント参加者には、アンケートを実施した。結果は、92.6% | 発信されることで、より有益かつ魅力あるものと感 の人が「北方領土問題に非常に関心をもった」あるいは「北方領土 │ じるメディアであることから、広報啓発活動という 問題にやや関心をもった」と回答しており、国民世論の一層の啓発 運営目的を踏まえ、運営に際しては、定期的な情報 に効果的であった。

また、来場型のイベントではアンケートを実施 し、参加者の反応等の確認に努めており、その評価

以上の点から、イベント等の特性を踏まえながら わかりやすく伝える工夫を行うことを通して、北方 領土問題についての関心と国民世論を高めるとい う中期目標等に照らして満足のいく成果であった

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後とも、国民が幅広く北方領土について知り、

#### <その他事項>

フェイスブックやツイッターは、日常的に情報が 発信を行うよう努められたい。

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — (2)	北方4島の交流事業						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0143				

## 2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	基準値	(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット情報(財務情報及	び人員に関する情報)							
予算額(千円)				260, 601	281, 165			
決算額 (千円)				256, 746	268, 311			
経常費用 (千円)				255, 868	268, 311			
経常利益(千円)				_	_			
従事人員数				2人	3人			

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	北方領土問題の解決	① 元島民や返還運動	以下の相互交流事業及び	交流事業及び専門	<主要な業務実績>	評定	В
	を含む日露間の平和条	関係者等と北方四島	専門家派遣事業について	家派遣を実施したか	協会主催の事業では、一般訪問を2回、後継者1回、青少年1回の計4回	<評定	· に至った理由>
	約締結問題解決のため	在住ロシア人との相	は、事業実施後、日本人参加		の訪問を計画し、全て予定通り実施した。	元島	民や返還運動関係者等と北方四島在住
	の環境整備を目的とし	互交流	者から意見を聴取して、次	訪問・受入事業参加	道推進委主催の事業では、一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の訪問	ロシア	人との相互交流については、相互理解を
	て、北方四島在住のロ	元島民や返還運動	回以降の事業内容の改善に	者からの意見募集を	を計画し、全て予定通り実施した。	深める	という目的に沿って年度計画に沿って
	シア人との相互理解を	関係者等と北方四島	資する。なお、四島在住ロシ	実施したか	北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会(文化交流と	着実に	実施されている。中でも、要望を踏まえ
	促進するため、日露両	在住ロシア人との間	ア人受入事業参加者につい		意見交換を併せて行う)を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たって	た取組	を行うなど交流事業の更なる発展への
	国の合意に基づいて設	の相互交流事業を関	ても、アンケートによる意	訪問事業参加者か	は、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修	努力が	認められる。また、訪問後においては、
	定された旅券・査証な	係機関・関係団体とも	見の聴取に努める。	ら聴取した意見の反	会を実施した。北方四島在住ロシア人との交流を行い相互理解を深めた参加	その経	験を伝承する機会を設けて、報告を行う
	しで行う相互訪問の枠	連携を取りながら実	また、政府から示された	映等を行ったか	者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元に広めるため、県民	など国	民世論の啓発や返還運動の活性化に寄
	組みの下での北方四島	施し、支援する。事業	「平成 26 年度北方四島交流		大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。	与する	役割も果たしていると認められる。
	に在住するロシア人と	実施後、参加者から意	事業の基本方針」に基づき、	日本語講師等によ	全ての訪問事業でアンケートを実施し、参加者からの意見を収集しており、	さら	に、活動結果については、アンケート調
	元島民、返還運動関係	見を聴取して、次回以	体制の整備、交流手法の見	る報告書・報告会は今	その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定す	査を実	施するなどして、その成果を確認してお
	者等との相互交流を実	降の事業内容の改善	直し及び交流成果の更なる	後につながる内容で	る際の参考としている。受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケ	り、と	りわけ好意的な意見が多いと認められ
	施するとともに、関係	に資する。	活用に努める。	あったか	ートを実施し、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後とも	る。	
	機関・関係団体とも連	なお、政府から次代	① 元島民や返還運動関係		ビザなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ている。また、個別プログラ	また	、派遣した教育専門家・日本語講師から
	携を取りながら、その	の四島交流事業に関	者等と北方四島在住ロシア	「平成 26 年度北方	ムに対する意見や自由記述欄に記載のあった事項については、内容の分析を	の報告	書の提出、報告会の開催、日本語授業の
	充実及び改善を図る。	する在り方について	人との相互交流	四島交流事業の基本	行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。なお、平成26年	ロシア	人受講者に対するアンケートの実施等、
	なお、政府から、次	方針が示された際に	元島民や返還運動関係者	方針」に基づき、見直	度事業においては、通訳の数が限られている中で、四島住民とより多くの会	今後の	事業改善に役立つべく、見直しを行いつ
	代の四島交流事業に関	は、その方針に基づ	等と北方四島在住ロシア人	しについて実施関係	話ができるようにして欲しいとの要望を受け、受入事業に参加した中でロシ	つ、計	画通り着実に進めていると認められる。

する在り方について方 | き、体制の整備、交流 | との間の相互交流事業の実 | 団体等による協議が 針が示された際には、 その方針に基づき、体 制の整備、交流手法のに努める。 見直し及び交流成果の 更なる活用に努める。

流成果の更なる活用

#### ② 専門家交流

専門家による北方 四島との交流事業を 関係団体とも連携を 取りながら実施し、支 援する。事業実施後、 参加者からの意見を る。 聴取して、次回以降の

師に対して、報告書の 提出を求め、事業内容 に反映させる。

手法の見直し及び交 | 施並びに支援については、 引き続き推進する。

#### ② 専門家の派遣

専門家派遣として、教育 専門家(中学校社会科教諭) の訪問を青少年訪問と合同 で実施する。実施の際には、いるか 教育専門家訪問参加者に対 しては、報告書を提出させ

遣する。実施にあたっては、 特に、北方四島在住 昨年度派遣の講師からの意 資するか ロシア人に対して、日 見聴取などを踏まえ作成す 本語習得の機会を提しるカリキュラムを実施する 師派遣事業を実施すしは、派遣講師に活動報告書 る。その際、日本語講 の提出をさせるとともに、 派遣メンバーを招集して現 地におけるより円滑かつ効 推進という目的に資 率的な指導実現のため改善する協議だったか 要望事項等を聴取するため の報告会を開催するなど、 今後の事業内容をより四島 側の要望に沿ったカリキュ ラムとするよう努める。

#### ③ その他

北方四島交流事業の本年 度の実施結果を踏まえ、相 互理解の一層の推進に向け て、実施関係団体等による 協議を行う。

実施されたか

容の改善に資するこ 協議の内容の分析・活

#### <評価の視点>

北方領土問題の解し また、日本語講師を3島 決を含む日露間の平 のための環境整備に

されているのか

ア語ができる大学生等を原則全ての訪問に参加させ、ホームビジットなどで↓なお、アンケート結果からは良好な意見が寄せ 補助通訳として活用した。

また、政府から示された方針に基づく見直しの状況については、「道内と青|が明確になっている。 次回以降の事業内│森以南に分けた参加者の是正」の一環で、北対協と道推進委がそれぞれ別個│ に訪問事業を実施していた教育関係者・青少年訪問事業を共催として、双方 | まえた更なる四島交流事業の活性化のための とができるよう、上記│の訪問に北海道と青森以南の団員が相互乗り入れを行った。

専門家派遣のうち、日本語講師派遣については、3回実施した。テキスト選|を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会が 用は適切に行われて│定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的│ で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を|を行うなど、四島交流の円滑で効果的な推進に 今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケー ト調査を行った。その結果、日本の生活や言語の特徴について、多くのこと を学ぶことができたなど良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮してい│的に資する活動を通して、北方領土問題の解決 ることが明確になった。また、派遣した日本語講師から報告書の提出を受け 事業内容の改善に資 │ (色丹、国後、択捉島) へ派 │ 和条約締結問題解決 │ るとともに、事業報告会を開催し、事業実施に当たっての注意点などについ │ の環境整備に資するという目的のために尽力 て意見交換を行うなど、今後の事業実施の際の参考となった。

教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問と合同で協会主催、道推進 委員会主催で各1回実施した。教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合 見直しを踏まえ、交│同事業とすることにより、国後島・択捉島の教育関係者との意見交換、青少 供するため、日本語講 | こととする。派遣終了後に | 流成果を有効に活用 | 年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することが出来た。これら の活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取扱いの違いなどを知るこ │ <その他事項> とにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深め 相互理解の一層の↓るとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。

> 「北方四島交流事業の見直しについて」を踏まえた進捗状況その他細部の 検討や四島交流事業の更なる活性化のための検討を行うため、返還運動関係 者や有識者出席のもと、検討委員会等を実施した。検討委員会では、平成26 年度の実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な 実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係省庁とで今後も統 一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効 果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。また、「北 方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の実施細目につい て、日本側関係者の意思統一を行うことが出来た。また、返還運動関係者や 有識者を交えたPT委員会では、四島交流事業に関する提案、意見が寄せら れ、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。

られており、本事業が効果を発揮していること

「北方四島交流事業の見直しについて」を踏 検討を目的に、検討会を実施し、事業実施結果 より有意義な実施内容となるべく協議、調整等 向けた努力が認められる。

このように、相互理解の一層の推進という目 を含む日露間の平和条約締結問題解決のため していることが認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — (3)	北方領土問題等に関する調査研究					
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0143			

2. 主な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度 28 年度 29 年度			
②主要なインプット情報(財務情報及	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
予算額(千円)			11, 579	12, 650				
決算額 (千円)			11, 614	10, 884				
経常費用 (千円)			11, 614	10, 884				
経常利益 (千円)			_	_				
従事人員数			2人	3人				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

J.	T	、司四、未伤夫稹、千及計仙(c) 	I	T		1	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	調査研究については、そ	調査研究については、返還	北方領土問題その他北方	啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点	<主要な業務実績>	評定	В
	の活用状況を把握する等、	要求運動や協会が関わるそ	地域に関する諸問題の解決	から真に必要なテーマに絞って調査研究を実	返還要求運動者が啓発活動を効	<評定に至	った理由>
	事後における実施効果の検	の他啓発活動を的確かつ効	の促進を図るために実施す	施しているか	果的に推進するため、現下のロシ	適切なティ	ーマを選定した上で、その目的に沿った調
	証結果及び内閣府独立行政	果的に推進する観点から、研	る調査研究については、返		ア情勢を踏まえ、今後の日ロ関係	査研究が実施	施されていると認められる。また、その成
	法人評価委員会による評価	究テーマ、方法、活用策を検	還要求運動や協会が関わる	研究結果についてのアンケートの実施結果	について考察したレポートを作成	果について	もホームページ等において適切に公表さ
	に基づき、成果の低い事業	討し、真に必要で有益な調査	その他啓発活動を的確かつ	及び効果等について検証を行っているか、ま	した。調査研究で作成したレポー	れている。	さらに、調査報告書についてのアンケート
	や必要性の低下した事業に	研究を行う。	効果的に推進する観点から	た、それに基づき見直しを行っているか	トについて、協会ホームページに	を実施して、	、実施結果及び効果等の検証も行っている
	ついては積極的に見直し改	なお、活用状況を把握する	テーマを検討し、真に必要		おいて公表するとともにその内容	ことが認め	られる。この結果として、返還運動の参考
	廃を図る。その上で、返還要	など、事後における実施効果	な調査研究を行う。	<評価の視点>	について、四島交流事業に参加し	として有効	活用されているということも認められる。
	求運動や協会が関わるその	の検証及び内閣府独立行政	なお、調査研究の結果に	返還要求運動や協会が関わるその他の啓発	た学生にアンケート調査を実施し		
	他の啓発活動を的確かつ効	法人評価委員会による評価	ついては、ホームページ等	活動を的確かつ効果的に推進する調査研究が	たところ、ほぼすべての学生から	<指摘事項、	、業務運営上の課題及び改善方策>
	果的に推進する観点から、	に基づき、成果の低いものや	で公表し、アンケートを通	実施されているか	「理解できた、わかりやすい」と		
	次回調査研究テーマ、方法、	必要性の低下したものにつ	じて活用状況を把握するな		の回答を得ており、返還運動の参		
	活用策を検討し、真に必要	いては積極的に見直し改廃	ど実施効果を検証する。		考として有効活用されている。	くその他事	項>
	で有益な調査研究を行う。	を図る。					

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

年度計画

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

援する。

元島民等により構 (イ) 元島民等により構成され

成される団体が行うる団体が、元島民等が所有する

北方四島へのいわゆ 貴重な北方領土関連資料を収 る自由訪問を支援す 集・保存する事業や北方領土返

中期計画

支援

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — (4)	元島民の援護					
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0143			

#### 2. 主な経年データ

中期目標

①主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関す	る情報)						
予算額(千円)			223, 073	231, 851			
決算額 (千円)			216, 937	225, 963			
経常費用 (千円)			216, 937	225, 963			
経常利益(千円)			_	_			
従事人員数			2 人	2 人			

主な評価指標

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

主務大臣による評価

るなど元島民の支援を適切に行っていると認めら

法人の業務実績・自己評価

行い、啓発活動の充実を図った。

自由訪問については、年7回の訪問を計画したが、天候 れる。

には、事業実施概要、訪問団の手記、訪問地の地図等の記 | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

不良のため1回が中止となり6回実施した。事業の報告書

録がまとめられており、訪問者にとっては思い出の記録集

1 791 日 1/1	1 /91 1 1 1	T CHILD	工。公川岡川八		1.177 (E. ( - 0, 0 H   E.
①元島民等が行う返還要求	①島民等が行う返還	①元島民等が行う返還要求運動	「北方地域元居住者研修・	<主要な業務実績>	評定 B
運動や資料収集等の活動を	要求運動及び資料収	及び資料収集等の活動に対する	交流会」を開催したか	元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元	<評定に至った理由>
支援する。	集等の活動に対する	支援		居住者研修・交流会」を開催した。研修・交流会に参加し	①元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等
	支援	(ア) 元島民等が全国の北方領	自由訪問の実施状況	た元島民は、返還要求運動の担い手として果たす自らの役	の活動に対する支援
②北方四島の元居住地への	元島民等が行う返	土返還要求運動に果たす役割の		割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ること	北方地域元居住者研修・交流会の開催、署名活
いわゆる自由訪問の実施を	還要求運動及び資料	重要性について、より理解を深	元島民の団体が行う返還要	ができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。	動の支援、返還要求運動への支援、北方領土関連
支援する。	収集等の活動に対す	めるとともに、元島民等の相互	求運動等や元島民の活動に対	また、署名活動や千島連盟各支部が実施した事業に対し	資料の収集・保存・整備等に対して、計画通り適
	る支援	の連帯を一層強化するため「北	し適切な支援が行われたか	て支援を行ったほか元島民の高齢化に鑑み、元島民の想い	切に実施しており、この結果として、島民間の連
	戦前における北方	方地域元居住者研修・交流会」を		を今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島	携を図るとともに、啓発活動にも寄与したことが
	四島の生活実態、引	開催する。	今後の事業に資する報告書	連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研	認められる。
	揚げの状況等に関す	また、元島民等の団体が行う	の提出を受けたか	修会の実施、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓発活	②自由訪問に対する支援
	る資料・証言の収集	返還要求運動等に対して支援を		動の実施等の7つの元島民後継者育成対策事業に対して支	7度の計画の中で、1回は実施されなかったも
	及び保存活動を支援	行うとともに、元島民の後継者	<評価の視点>	援を行った。さらに、元島民等が保有する北方領土に居住	のの、これは天候不順という外的要因によるもの
	する。	の育成及び組織連携の強化、活	元島民の行う活動や自由訪	当時(戦前)の白黒写真等の貴重な資料を収集・整理し、	であり、これ以外は全て計画通り実施されている。
		動の推進等を目的とした元島民	問に適切な支援が行われてい	それらを抽出して記録集としてとりまとめるとともに、全	また、事業報告書についても作成、配布が着実に
	②自由訪問に対する	の後継者が行う活動について支	るか	国各地における写真パネル展示を開催する事業に支援を	行われ、元島民の閲覧が可能になるように整備す
	1	1	1		

るとともに、訪問す 還運動の場において、広く一般	となった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふる <その他事項>
る元島民等に対し事 国民にわかりやすく伝える映像	さとの現状を知ることのできる貴重な報告書となってい
前研修を実施する。 資料を作成する事業に対して支	るとともに、訪問参加者の希望等も記されており、今後の
援を行う。	事業実施の参考に供するものとなっている。なお、この報
	告書は、千島連盟各支部に配付し、多くの元島民が閲覧で
②自由訪問に対する支援	きるようにしている。
元島民等により構成された団	
体が行う北方四島へのいわゆる	
自由訪問を支援するとともに、	
訪問する元島民等に対し事前研	
修を行う。その際、実施した事業	
の実績を整理した報告書を提出	
させる。	

#### 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I— (5)	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律					
			北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号0144					

## 2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報

(1)主要なアウトプット (アウトカム) 情報							
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		等)					
リスク管理債権比率	全国預金取扱金融機関の 24 年度末平均比率 2.94%以下	1. 93%	1. 70%	1. 13%			
	に抑制(参考 25 年度達成目標:3.02%以下)						
修学資金	新規契約時及び契約更新時に成人に達した修学者の80%	対象者の 100%と連帯債務契約を締	対象者の 100%と連帯	対象者の 100%と連帯			
	以上と連帯債務契約を締結	結	債務契約を締結	債務契約を締結			
更生・生活資金につき、資金のリスク管理債権の残高	前中期計画期間中の目標額の 90%以下 (29,692 千円以	8,480 千円	6,726 千円	5,025 千円			
	下)に抑制						
住宅資金(新築を除く)につき、資金のリスク管理債	前中期計画期間中の目標額の 90%以下(46,141 千円以	25, 276 千円	21,707 千円	18,398 千円			
権の残高	下)に抑制						
②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する性	青報)						
予算額 (千円)			119,001 千円	108, 249 千円			
決算額 (千円)			80,069 千円	73,471 千円			
経常費用 (千円)			77,257 千円	71,958 千円			
経常利益 (千円)			20 千円	_			
従事人員数			3人	3人			

#### 注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価							
	旧漁業権者法に	①融資制度の周知	① 融資制度の周知	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 B					
	基づき、融資事業を	融資の内容及び手続並びに借入	融資対象者が多く居住する道内	リスク管理債権比率を	融資制度の周知について、融資内容等の周知や要望等の聴取を目的	<評定に至った理由>					
	実施する。その際、	資格の承継制度の周知を図るた	及び富山県の10地区で、融資説明・	全国預金取扱金融機関の	とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応を	開催要請を踏まえて、融資説					
	法の趣旨に則り、北	め、対象者が多く居住する地区で	相談会を開催するとともに、協会の	24 年度末平均比率	する融資相談会を開催するとともに、協会ホームページにおいて情報	明・相談会を実施したことを始					
	方地域旧漁業権者	融資説明・相談会を開催するとと	ホームページ、広報紙「札幌だより」	2.94%以下に抑制してい	の掲載を行った。また、リーフレットの送付や生前承継者になり得る	め、ホームページへの情報掲載、					
	等の置かれている	もに、機関紙等を活用した広報を	や元島民等により構成される団体	るか	二世に対するダイレクトメールの発送などを行った。さらに、融資説	リーフレットの送付、死後承継者					
	特殊な地位等に鑑	実施する。	の会合等を活用し、融資を受ける方		明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業	になり得る二世へのダイレクトメ					
	み、これらの者の営		法と生前承継・死後承継について周	修学資金について、新	務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。	ールの発送等の取組を計画通り実					
	む漁業その他の事	②関係金融機関と連携強化	知の徹底を図る。	規及び更新契約時に成人	関係金融機関との連携強化については、関係金融機関の担当窓口と	施しており、周知の徹底が図られ					
	業及びその生活に	制度利用の円滑化を図るた		に達した修学者と連帯債	の連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の	たと認められる。					

融資を行う。

融資資格の承継|連携を一層強化する。 については、法の趣 旨に照らして引き 続き的確な審査を 実施するとともに、 事業結果の把握・分 によって、融資メニ ューの見直しにつ とする。

を継続して実施す

・法人資金の貸付を 停止すること。

又は補修に要する 金) については、リ スク債権の一層の 低減化を図るため、 収の強化措置及び 貸付条件の厳格化 の措置を維持する こと。

必要な資金の低利│め、関係金融機関(転貸・委託貸│② 関係金融機関との連携強化 に関わる金融機関をいう。)との

#### ③事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者 の属性や、資金使途・金額等を分 析・検証することとし、 法の趣旨 析・検証を行うこと に照らして融資メニューの見直 しを検討する。

#### いて検討するもの ④融資資格承継の的確な審査

融資資格の承継手続を行う際 続き的確な審査を実施する。

⑤リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・ ・生活資金、更生資 実態調査、法的手段等の措置を (5) リスク管理債権の適正な管理 金、修学資金、住宅 適時的確に講ずることにより、 資金(うち、増改築 債権の回収に努めるとともに、 生活資金、更生資金、修学資金、 資金及び中古住宅 住宅資金(うち、増改築又は補修 の購入に要する資 に要する資金及び中古住宅の購 入に要する資金) については、リ スク債権の一層の低減化を図る ため、平成 19 年度から実施し 平成19年度から実 ている債権回収の強化措置及び 施している債権回「貸付条件の厳格化の措置を維持

制度利用の円滑化を図るため会 議を開催し、関係金融機関との連携 を一層強化する。

#### ③ 事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者の 属性や、資金使涂・金額等を分析・ 検証することとし、必要に応じて融 資メニューの見直しを検討する。

#### ④ 融資資格承継の的確な審査

法の定める承継要件の確認を戸 また、以下の措置 │には、法の趣旨に照らして、引き │籍謄本等の公証やその他必要書類 │会を実施したか を申し受けることにより確実に行 い、引き続き的確な審査を実施す

電話や文書による督促、面談・実 熊調査、法的手段等の措置を的確に 講ずることにより、債権の回収に努 める。また、更生、生活、修学、住 宅(うち、増改築又は補修に要する 資金及び中古住宅の購入に要する 資金)の各資金については、平成19 年度から実施している債権回収の 強化措置及び貸付条件の厳格化の 措置を維持するとともに、個人信用│により制度利用の円滑化 情報システムを活用し、より正確な 情報把握に努める等、リスク管理債 権を以下のとおり適正に管理する。 なお、個人情報の適切な管理が図らし勘案しつつ審査を行って れるよう、引き続き留意する。

(ア) 貸付残高に占めるリスク管理 債権額の割合(リスク管理債権比 率)を全国預金取扱金融機関の24年 度末平均比率 2.94%以下に抑制す

(イ) 更生・生活資金のリスク管理債

務契約を締結(対象者の 80%を達成目標とする)

資金のリスク管理債権 の残高を前中期計画期間 中の目標額の 90%以下 (46,141 千円以下) に抑 制しているか。

<その他の指標>

融資制度についての説 明•相談会、関係金融機 関の会議、融資業務説明

融資メニューの見直し に向けて取り組んでいる

融資資格承継について の的確な審査を実施して いるか

個人情報の適切な管理 の取組状況

<評価の視点>

関係金融機関との連携 は進んでいるか

借入者の返済能力等を いるか

信用リスクの管理が適 切に行われているか

促進を図るため、漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議 を開催した。また、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情 報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見 により改善を図るため、根室管内8漁協及び大地みらい信用金庫との 業務打合せを開催した。

事業結果の分析・検証については、今中期目標期間中における融資 メニューの見直しの実施に向け、引き続きデータの収集を行った。

融資資格継承の的確な審査については、戸籍謄本等の公証やその他 必要書類に基づいて要件確認を実施した。

リスク管理債権の適正な管理については、借入者の返済能力、資金 効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については過去の生産高・ 収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重 点に審査を行っている。また、資格者の高齢化が進んでおり、借入者が 高齢の場合には保証条件を強化するなどで、債権保全を図っている。 収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理 担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。

信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、平成 26 年度も電話・文書督促に加え、実態調査を実施し、管理・回収に努め た。1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成 切に実施したと認められる。 し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有 効に活用している。

破綻先債権の管理については、破綻手続の債権届出等、相手弁護士 との連絡を密にし、適切に対処している。また、連帯債務者・連帯保証 人と協議を行い、債務承認と返済約定書の徴収に努めている。個人情 報の管理状況については、管理グループに1名、融資グループに2名 の個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。

平成 26 年度末のリスク管理債権比率は、1.13%で、計画の 2.94%以 下を達成している。リスク管理債権比率の抑制に向けた対策として、 電話督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、リスク 管理債権総額は、昨年度に比べ23,888 千円減少した。また、リスク管 理債権額の抑制に向けた取り組みとして、引き続き初期延滞者に対す る督促を重点的に行うとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の 際には、個人信用情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めて いる。平成26年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は前年度比 1,701 千円縮減の 5,025 千円であり、29,692 千円以下に抑制するとい う計画を達成できた。修学資金については、新たに成人に達した就学 者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100% の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。住宅資金の うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金 の平成 26 年度末のリスク管理債権額は前年度比 3,309 千円縮減の

また、関係金融機関との連携 強化について、計画通り研修会 や担当者会議等が実施され、制 度利用の活性・円滑化に努力し ていると認められる。

事業結果の分析・検証のため、 融資メニューの見直しに向け、デ ータ収集を開始したと認められ

また、融資業務研修会を開催し て、業務方法書の改正内容や借入 資格の承継手続等の説明を行い、 協会の融資行に対しての理解を深 めるのと同時に、利用の促進を図 ったことが認められる。

融資資格承継の審査について は、戸籍謄本等の公証やその他必 要書類に基づいて、要件確認を適

さらに、借入者の返済能力、資 金効果等を勘案した審査を行うた め、事業資金については過去の生 産高・収支実績と資産、負債の状 況を把握し、資金の必要性や資金 効果を重点に審査を行っているこ と、また、資格者の高齢化を踏ま え、借入者が高齢の場合には保証 条件を強化するなど、債権保全を 図っていると認められる。

信用リスクの管理については、 リスク管理債権比率は 1.13%で あり、計画の 2.94%以下を達成し ており、中期目標等に基づいて適 切に行われていると認められる。

また、修学資金については、平 成24年より対象者の100%が連帯債 務契約を締結している。住宅資金 のうち、増改築又は補修に要する 資金及び中古住宅の購入に要する 資金のリスク管理債権額について

権の残高を前中期計画期間中の目 標額の90%以下(29,692千円以下) に抑制する。

- (ウ) 修学資金については、新規及び 更新契約時に成人に達した修学者 と連帯債務契約を締結(対象者の 80%を達成目標とする)し、債権保 全を強化する。
- (エ) 住宅資金のうち増改築又は補 修に要する資金及び中古住宅の購 入に要する資金のリスク管理債権 の残高を前中期計画期間中の目標 額の90%以下(46,141 千円以下)に 抑制する。
- ⑥ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の 支部長、推進員等を対象に、融資制 度の内容や管理回収状況及び法改 正について、正確な情報を提供し理 解を深めてもらうため融資業務研 修会を開催する。
- ⑦ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止す る。

18,398 千円であり、46,141 千円以下に抑制するという計画を達成する ことができた。

元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、 融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の進行と「認められる。 意見交換を目的として支部長・啓発推進員融資業務研修会を開催した。 研修会では、業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続きについてしの目標や指標に対して、おおむね 重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解は深まった。

法人資金の貸付については、平成20年度以降、取り扱いを停止して「が認められる。 いる。

また、平成25年度業務実績評価において、漁業研修所を修学資金の | <指摘事項、業務運営上の課題及 対象機関に加えることを検討すべきとの意見があった。これについて び改善方策> は、従前から法対象者を中心に要望があったところでもあり、これら を踏まえ検討を行った結果、平成27年度より北海道立の漁業研修所を │知徹底を図ることが望まれる。 修学資金の対象として加えることにした。

<課題と対応>

も46,141千円以下が目標であると ころ、平成25年度に続き、18,398 千円と大きく下回っていることが

以上の点から、中期目標等記載 満足のいく水準に達していること

今後とも、更なる融資制度の周 今後とも、リスク管理には十分な 注意を払われたい。確実な償還に 資するための工夫を行う様々な取 組を期待したい。

また、修学資金についても、引き 続き取組を継続されたい。

<その他事項>

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報 II-1一般管理費の削減 関連する政策評価・行政事業レビュー 事業0144 当該項目の重要度、難易度 2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 基準値(前中期目標期間最終年度値等) 25 年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 一般管理費の削減率 対平成 24 年度比 7 %削減 43,302 千円 42,677 千円 42,061 千円 (1.4%削減) (2.9%削減)

3	. 各事業年度の業務に係	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
	一般管理費(人件	一般管理費(人件費	中期計画を踏ま	<主な評価指標>	<主要な業務実績>	評定	В				
	費及び一時経費を除	及び一時経費を除	え、一般管理費(人	一般管理費の削減状	一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減に	<評定り	に至った理由>				
	く。) について、中期	く。) について、中期目	件費及び一時経費を	況	ついては、連絡会議等を開催し職員の意思疎通を図	一般气	管理費については、中期目標期間における削減目				
	目標の最終年度(平	標の最終年度(平成 29	除く。)の削減を図る		り、事務の効率的、効果的な遂行に努めるとともに、	標の達成	<b>式に向けて、様々な取組を行っており、前年度に</b>				
	成 29 年度) における	年度) における当該経	ため、事務処理の効	<評価の視点>	各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進な	対して	616 千円の効率化を達成するなど、中期目標にお				
	当該経費の総額を、	費の総額を、前中期目	率化とより一層の事	事務処理の効率化と	どにより、平成 26 年度予算額は中期目標に基づき、	ける目標	票の達成に向けて、着実な努力が認められる。				
	前中期目標の最終年	標の最終年度(平成24	務経費の節約を励行	より一層の事務経費の	前年度に対して616千円の効率化を図ることができ、						
	度 (平成 24 年度) に	年度) に対して、7%削	する。	節約を励行したか	削減目標の達成に向け計画どおり削減を図っている。	<今後(	の課題>				
	対して、7%削減す	減する。				引き組	続き中期目標の水準を達成するべく、業務経費の				
	る。					効率化る	を推進されたい。				
						くその作	也事項>				

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II-2	業務経費の効率化						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー					

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			期間最終年度値等)							
	業務経費の削減率	毎年度前年度比-1%	_	一般業務勘定	一般業務勘定					
				8, 180 千円の効率化	8,367 千円(1%)の効率化					
				貸付業務勘定	貸付業務勘定					
				170 千円の効率化	168 千円 (1%)の効率化					

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価						
	業務経費	業務経費	業務経費(特	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定   B						
	(特殊要因	(特殊要因	殊要因に基づく	業務経費の効率化	【一般業務勘定】	<評定に至った理由>						
	に基づく経	に基づく経	経費、一時経費	状況	平成 25 年度予算額(836,601 千円・一時経費除く)から1%	業務経費の効率化については、職員間の意思疎通を図るとともに、						
	費、一時経費	費、一時経費	及び四島交流等		(8,367千円) の効率化を図った。	県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や各種事						
	及び四島交	及び四島交	事業に要する傭	<評価の視点>	具体的な取組として、県民会議等に対して、事業実施場所の公	業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な						
	流等事業に	流等事業に	船・運航に係る	評価項目に記載さ	的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約	啓発資料・資材について協会で一括作成するなどの各種取組が認め						
	要する傭船・	要する傭船・	経費を除く。)に	れた各種支援事業等	を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について、協会で	られる。この結果として、昨年度比1%の効率化が図られており、						
	運航に係る	運航に係る	ついては、中期	における経費の節約	一括作成し、提供するなど経費削減と効果的な事業の実施を図っ	中期目標や中期計画における目標値に照らして、満足のいく効率化						
	経費を除	経費を除	計画を踏まえた	を行ったか	た。	が図られていると認められる。						
	く。) につい	く。) につい	効率化を図るた		【貸付業務勘定】							
	ては、毎年	ては、毎年	め、各種支援事		平成 25 年度予算額(16, 780 千円・借入金利息、貸倒引当金繰	<その他事項>						
	度、前年度比	度、前年度比	業等における節		入等を除く)から1%(168千円)の効率化を図った。	業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んでき						
	1%の経費	1%の経費	約を引き続き推			ており、限界にも達していることから、今後は、むしろ、費用対効						
	の効率化を	の効率化を	進する。			果や施策の有効性を勘案することが重要と思われる。						
	図る。	図る。										

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

II-3	人件費の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

#### 2. 主要な経年データ

	工具 5.7屋 1 /								
	主な指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
人件費について	人件費について	人件費について	政府の方針を踏まえ	<主要な業務実績>	評定 B
は、政府の方針を踏	は、政府の方針を踏	は、政府の方針を	た人件費の見直し状況	役職員の給与に関しては人事院勧告に準じて、給与	<評定に至った理由>
まえ見直しを行っ	まえ見直しを行っ	踏まえ見直しを行		規程の改正を適宜行っている。平成 26 年度における	役職員の給与に関しては人事院勧告に準じて、給与規程
ていくこととし、給	ていくこととし、給	っていくことと	<評価の視点>	当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検	の改正を適宜行っていると認められる。また、協会職員給
与水準についても、	与水準についても、	し、給与水準の適	国家公務員との比較	証を行ったところ、国家公務員を 100 とした場合、当	与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、
引き続き適正化に	引き続き適正化に	正性について検証	指数を検証したか	協会は、103.0 であり、国家公務員の給与とほぼ同水	今年度においても地域や学歴を勘案した水準では92.8と国
取り組むとともに、	取り組むとともに、	し、これを維持す		準であった。ただし、地域や学歴を勘案した水準では	家公務員より低い水準となっている上、協会ホームページ
その検証結果や取	その検証結果や取	る合理的理由がな	検証結果及び取組状	国家公務員より低い水準となっている。この状況につ	で公表していることから、中期目標に照らして満足のいく
組状況を公表する。	組状況を公表する。	い場合には、その	況を公表したか	いては、協会ホームページで公表した。	成果であるといえる。
		適正化に取り組			
		み、その検証及び			
		取組状況を公表す			
ı		る。			

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

1: 当事物及0事术10周)。	<b>金</b> /11 ft		
II-4	一般競争入札の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一者応札•一者応募件数	0件	3件(24年度)	0件	0件				

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 評定 契約は、原則とし 契約は、原則として一 一者応札•一者応募件数 В 契約は、原則として一般 <主要な業務実績> て 一 般 競 争 入 札 等 | 般競争入札等(競争入札 | 競争入札等(競争入札及び 「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性 | <評定に至った理由> (競争入札及び企画│及び企画競争入札・公募│企画競争入札・公募をい 随意契約等見直し計画(平 | のない随意契約及び一者応札・一者応募の見直 | 監事監査の結果、入札・契約についての合理 しを行うとともに、協会ホームページにおいて | 性が認められ、会計監査人からも財務諸表監査 競争入札・公募をい|をいい、競争性のない随|い、競争性のない随意契約| 成22年3月)に基づき、随意 い、競争性のない随 | 意契約は含まない。以下 | は含まない。以下同じ。) に | 契約及び一者応札・一者応募 ┃取組状況を公表している。その結果、真にやむ ┃の枠内で監査を受けるとともに、随意契約審査 |を得ない5件について随意契約を行った。一者 | 委員会・総合評価審査委員会・契約監視委員会 意契約は含まない。 同じ。)による。「独立行 | よるものとし、「独立行政 | の見直しを行うとともに、取 以下同じ。)による。 | 政法人の契約状況の点 | 法人の契約状況の点検・見 | 組状況を公表したか 応札・一者応募の案件はなかった。 を設置するなどして、審査体制を適切に整備し 会計規程等により、随意契約によることがで一つつ、その取組について適宜チェックしている 「独立行政法人の契|検・見直しについて」(平|直しについて」(平成21年 きる要件、一般競争入札における公告期間・公 | ことが認められる。また、規程・基準・要領・ 約状況の点検・見直 | 成 21 年 11 月) を着実に | 11 月) を着実に実施し、そ | <評価の視点> しについて」(平成21 実施し、その取組状況を の取り組み状況を公表す 告方法等、予定価格の作成・省略に関する基準 | マニュアルを適切に整備していることが認めら 随意契約によることができ 年11月)を着実に実 | 公表する。契約が一般競 | る。 について国と同様の基準を定めている。総合評 | れる。一般競争入札を原則としつつ、随意契約 る場合の要件を明確に定めて 施する。契約が一般 | 争入札等による場合であ 一般競争入札等の実施| 価方式、企画競争については、取扱要領を定め一については必要性を確認の上、対応を行った結 競争入札等による場しっても、特に企画競争、 に当たっては、「契約監視 ており、公募については、調達の都度要領を定 | 果、随意契約の締結については、真にやむを得 合であっても、特に 公募を行う場合には、競 委員会」の議論・点検見直 一般競争入札における公告|め実施している。 ない5件のみであった。 企画競争、公募を行┃争性、透明性が確保され┃し結果を踏まえ、競争性の┃ 期間・公告方法等について、 会計事務の処理方法・内容について、監事及 さらに、一者応札・一者応募については、様々 う場合には、競争性、│る方法により実施する。 ない随意契約について一 会計規程等において明確に定しび会計監査人から定期的に監査を受けるなどしな工夫を行った上で見直しを行った結果、当年 般競争入札への移行等の┃めているか。また、公告期間┃継続的な検証を行っている。具体的には、入札┃度においても0件となっており、「随意契約等見 透明性が確保される | 監事及び会計監査人によ | の下限を国と同様の基準とし や契約行為が国の基準に基づいて規定されて「直し計画」に基づいて、契約の適正化に向けた着 方法により実施す る監査において、入札・ 見直しを行うとともに、一 ているか る。監事及び会計監 | 契約の適正な実施につい | 者応札・一者応募の縮減の いる内規に従い適正に実施されているかどう | 実な取組を行っていることが認められる。 査人による監査にお | てチェックを受けるもの | ため、「1者応札・1者応募 かについて、契約書等の関係資料のチェックや 以上の点から、目標の水準を満たしているこ いて、入札・契約の適 | とする。また、引き続き にかかる改善方策」(平成 予定価格の作成・省略に関|会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助|とが認められる。 正な実施についてチーオ応札の縮減のため、 │21 年 6 月協会決定)に従│して、会計規程等において明│を伴って実施し、その合規性が認められた。こ ェックを受けるもの | 「1者応札・1者応募に い、十分な公告期間の確保 確に定めるとともに、作成を うした監査結果を理事長に報告するなど審査 とする。また、引き続しかかる改善方策」(平成しや、新規参入者を考慮したし 省略する場合、省略する理由 体制の実効性の確保に努めている。

		T	T	T
き、一者応札の縮減	21 年6月協会決定)に従	仕様書の見直しなどを図	や対象範囲を明確かつ具体的	
のため、十分な公告	い、十分な公告期間の確	るものとし、真に競争性が	に定め、省略できる基準を国	
期間の確保や、新規	保や、新規参入者を考慮	確保されるよう取り組む	と同額の基準としているか	
参入者を考慮した仕	した仕様書の見直しなど	ものとする。		
様書の見直しなどを	を図る。		総合評価方式、企画競争及	
図るものとする。			び公募を実施する場合、要領・	
			マニュアル等を整備している	
			カュ	
			事務の実施状況について継	
			続的に検証を行っているか	
			審査体制の実効性を確保す	
			るために、審査担当から理事	
			長に対し報告等を適宜行って	
			いるか	
			監事及び会計監査人による	
			監査において、入札・契約の	
			適正な実施についてチェック	
			を受けたか	

4. その他参考情報			

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

中期目標

<b>Ⅱ</b> -5	内部統制
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

主な評価指標

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期計画

# 内部統制については、更 に充実・強化を図るものと 立行政法人における内部 | 会」が平成22年3月に公 法人における内部統制と 省政策評価·独立行政法人 法人等の業務実績に関す る評価の結果等の意見と して各府省独立行政法人 | 評価委員会等に通知した 事項を参考にするものとしなモニタリング、監事監査、 する。

「独立行政法人における内 部統制と評価に関する研究 | 強化については、「独立行 する。その際、総務省の「独 | 会」が平成22年3月に公表し た報告書(「独立行政法人にお 統制と評価に関する研究│ける内部統制と評価につい て」)及び総務省政策評価・独 表した報告書(「独立行政」立行政法人評価委員会から独 立行政法人等の業務実績に関 評価について」)、及び総務 | する評価の結果等の意見とし て各府省独立行政法人評価委 評価委員会から独立行政 | 員会等に通知した事項を参考 | にして、法令等を遵守しつつ 業務を行い、協会に期待され る役割を十全かつ適切に果た┃評価委員会等に通知した していくため、今後も日常的 内部監査等を通じて定期的又 は随時に内部統制の独立的評 価を実施し、内部統制の更な る充実・強化を図る。

内部統制・ガバナンス | <評価の視点> 政法人における内部統制 と評価に関する研究会」 が平成 22 年 3 月に公表 した報告書(「独立行政法 人における内部統制と評し 価について」)及び総務省 政策評価・独立行政法人 法人等の業務実績に関す る評価の結果等の意見と して各府省独立行政法人 事項を踏まえ、法令等を 遵守しつつ業務を行い、 協会に期待される役割を 十全かつ適切に果たして いくため、監事の指導も 得ながら、定期的な部内 連絡会議を実施するなど して、日常的なモニタリ

ングを行うとともに、財

年度計画

コンプライアンスの推進に 底を図っているか

施し、日常的にモニタリング を行っているか

「コンプライアンス委員会」 からの意見の聴取内容、会計 意見交換の内容を職員に対ししめている。 周知し、必要な対応を検討し

るか。また、内部統制の充実・ には、当該課題に対応するた

#### <主要な業務実績>

「コンプライアンス規程」を始めとする各種 関する規定を整備し、その徹 | 規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と 合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底 するよう定期的に開催している連絡会議等の場 定期的な部内連絡会議を実│において職員に注意喚起を行うとともに、モニ タリングを実施している。また、職員の意識向上 を図るため、コンプライアンス研修を開催した。 常勤職員17名と小規模な組織であるので、理 評価委員会から独立行政 財務諸表監査の枠内におけ 事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起 る会計監査人からの意見及び | している。また、連絡会議等を通じて、常日頃よ り理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるな「ス委員会」からの意見、会計監査人と ど、その周知と理解に努めることで、常に理事長 監査人と理事長及び監事との┃がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努

法人の業務実績・自己評価

財務諸表監査において監事及び会計監査人か ら聴取した意見、「コンプライアンス委員会」に おいて外部委員を含めた委員から聴取した意見 理事長は、協会の内部統制│のほか、会計監査人と理事長及び監事との意見│握していると認められる。 の現状等を適切に把握してい┃交換の内容について、連絡会議の機会を捉えて | 職員に周知したほか、理事長は、コンプライアン 強化に関する課題がある場合 ス規程に基づき、内部統制の現状について、定期 的に報告を受けている。なお、「コンプライアン 務諸表監査の枠内におけ┃めの計画が適切に作成されて┃ス委員会□からは現状の適正把握に努めている

# 主務大臣による評価

#### <評定に至った理由>

В

評定

「コンプライアンス規程」を始めと する各種規程を整備し、日々の業務に おいて法令遵守を徹底するよう、連絡 会議の場において、職員に注意喚起を 行うなど日常的モニタリングが行われ ており、内部統制・ガバナンス強化に 向けた着実な努力が認められる。また 、財務諸表監査における監事及び会計 監査人からの意見、「コンプライアン 理事長及び監事との意見交換の内容に ついて、連絡会議の機会を捉えて職員 に周知するなど、小規模な組織の利点 を活かしたコンプライアンスの遵守に 取り組んでいると認められる。理事長 は内部統制の現状等について適切に把

また、各部署のアクションプランを 一設けて、モニタリングを実施し、 結果についての報告、次年度への反映 に努めるなどの取組が認められる。

理事長のマネジメントに対する検証

る会計監査人からの意見しいるか との評価をいただいている。 を監事監査の際に行い、監事より監査 や「コンプライアンス委 理事長のマネジメント推進のため、5年ごとの | 結果の報告等が適切に行われているも 内容、会計監査人と理事 の単位ごとのアクションプラ ダウンした各部署単位のアクションプランを詳 長及び監事との意見交換 ンを設定しているか 細に設定している。アクションプランのモニタ <今後の課題> 等の内容を職員に対し周 リングについては、業務全般について総務担当 引き続き、理事長、監事及び会計監 知し、業務を遂行する上 アクションプランの実施に が、会計業務について会計担当が実施している。 査人の三者ディスカッション等を通し での遵守義務を確認する│係るプロセス及び結果につい│また、1つのアクションプラン終了ごとに結果│たリスク・マネジメントや内部統制・ など、引き続き内部統制・│て、適切にモニタリングを行│を報告させ、その結果を次年度のアクションプ│ガバナンスの強化及びコンプライアン コンプライアンスの充┃いその結果を次期アクション┃ランの実施等に反映すべく努めている。 スの充実に期待したい。 実・強化を図る。 プラン及び予算等へ反映して 理事長のマネジメントに対する検証は、監事 監査の際に行い、理事長を始めとする役員は監 <その他事項> いるか 事より監査結果の報告を受けている。また、改善 監事監査において、理事長│の必要があった場合には、早期改善に努めてい のマネジメントについて検証しる。 を行うとともに、把握した改 善点等について、理事長及び 関係役員に対する報告をして

いるか

4. その他参考情報	報
------------	---

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

- 1 000 TE 1 7 TE 1 7 TE 2			
II-6	運営費交付金金額策定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

#### 2. 主要な経年データ

- 、								
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

#### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 評定 В 毎年の運営費交付 運営費交付金額の <評価の視点> <主要な業務実績> 金額の算定について | 算定については、運 | 運営費交付金について、債 | 運営費交付金額の算定に当たっては、債務残高を踏まえ、厳格に | <評定に至った理由> は、運営費交付金債務 | 営費交付金債務残高 | 務残高を踏まえ、厳格に算定 | 算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸 | 債務残高を踏まえ、運営費交付金が厳格に 表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘 | 算定されており、また、官報に加え、協会ホ 残高の発生状況にも | の発生状況にも留意 | を行ったか 留意した上で、厳格にした上で、厳格に行 定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を官報だけでなく、 ームページ、各事務所に常設するなどの公表 行うものとする。加え┃うものとする。加え┃ 決算情報・セグメント情報┃協会ホームページ、各事務所に常設するなどの公表を行っており、 を行っており、公表の充実及び財務内容の透 て、財務内容等の一層 │ て、財務内容等の一 │ の公表の充実を含め、財務内 │ 公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めている。 明性の確保に努めていると認められることか の透明性を確保する | 層の透明性を確保す | 容等の一層の透明性の確保が ら、中期目標等に照らして、満足のいく実績 観点から、決算情報・┃る観点から、決算情┃なされたか を上げていくことが認められる。 セグメント情報の公 報・セグメント情報 表の充実を図るもの「の公表の充実を図る <今後の課題> とする。 ものとする。 <その他事項>

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
Ⅲ—1	一般業務勘定						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー					

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
短期借入金限度額	5千万円	_	該当なし	該当なし						

3.	各事業年度の業務に係る目標	、計画、業務実績、公	再度評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価	西	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率化	運営費交付金の	運営費交付金の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 —
	に関する事項」で定めた事	出入に時間差が生	出入に時間差が生	運営費交付金に係る	該当なし	<評定に至った理由>
	項について配慮した中期計	じた場合、不測な事	じた場合、不測な	短期借入金額		短期借入金がないため、評価の対象外。
	画の予算を作成、当該予算	態が生じた場合等	事態が生じた場合			
	の範囲で有効かつ効率的な	に充てるため、短期	等に充てるため、	<評価の視点>		<今後の課題>
	業務運営を行うこと。また、	借入金を借り入れ	短期借入金を借り	短期借入金の借入を		
	毎年の運営費交付金額の算	できることとし、そ	入れできることと	行う理由とその使途は		
	定については、運営費交付	の限度額を年間 5	し、その限度額を	適正か		<その他事項>
	金債務残高の発生状況にも	千万円とする。	5千万円とする。			
	留意した上で、厳格に行う			短期借入金の金額は		
	ものとする。加えて、財務			適正か		
	内容等の一層の透明性を確					
	保する観点から、決算情報・					
	セグメント情報の公表の充					
	実を図るものとする。					

4. その他参考情報		

# 1. 当事務及び事業に関する基本情報 Ⅲ-2 貸付業務勘定 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金限度額	年間 14 億円以内	_	7億9,000万円	7億4,000万円				

3.	各事業年度の業務に係る目標	、計画、業務実績	、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣に	よる評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率化	貸付に必要な	貸付に必要な	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 B
	に関する事項」で定めた事	資金に充てるた	資金に充てるた	貸付事業に係る短	実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達を	<評定に至った理由>
	項について配慮した中期計	め、短期借入金	め、短期借入金	期借入金額	するために長期借入金 (無担保扱い) をするまでの「つ	短期借入金においては、貸付業務勘定で目的を限定し、限
	画の予算を作成、当該予算	を借り入れでき	を借り入れでき		なぎ資金」として借り入れた。資金計画では、11億5,000	度額以下の借入を行ったのみであり、その水準は中期目標等
	の範囲で有効かつ効率的な	ることとし、そ	ることとし、そ	<評価の視点>	万円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り上最	における水準に達しないものであったことから、中期目標等
	業務運営を行うこと。また、	の限度額を年間	の限度額を 14	短期借入金の借入	低限必要であった 7 億 4,000 万円を借り入れた。	に照らして満足のいく実績であると認められる。
	毎年の運営費交付金額の算	14 億円とする。	億円とする。	を行うこととした理		
	定については、運営費交付			由、その使途は適正か		<今後の課題>
	金債務残高の発生状況にも					
	留意した上で、厳格に行う			短期借入金の金額		
	ものとする。加えて、財務内			は適正か		<その他事項>
	容等の一層の透明性を確保					
	する観点から、決算情報・セ					
	グメント情報の公表の充実					
	を図るものとする。					

4. その他参考情報		

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

2. 当155% 51% (100 ) 9 图									
IV—1	重要な財産の処分等に関する計画								
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事	業レビュー							

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
長期借入金の借入先金融機関への担保に供する基金	10 億円	_	10 億円	10 億円					
資産額									

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画	国、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評	価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率化に関す	低利な資	低利な資	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 B
	る事項」で定めた事項について配	金調達を可	金調達を可	担保に供する基金資産額	設立時に国から交付された 10 億円の基金については、長期借入金	<評定に至った理由>
	慮した中期計画の予算を作成、当	能にするた	能にするた		取引のある民間金融機関において預入期間 1 年の定期預金で運用	低利な資金調達を可能にするため、長期
	該予算の範囲で有効かつ効率的	め、長期借入	め、長期借入	<その他の指標>	し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を	借入金の借入先金融機関に対し基金資産10
	な業務運営を行うこと。また、毎	金の借入先	金の借入先	担保の差し入れ先の選定は	念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行 4	億円を担保に供している。いずれの金融機
	年の運営費交付金額の算定につ	金融機関に	金融機関に	妥当か	億円、北海道信漁連 2.5 億円、信金中央金庫 1.5 億円、三菱東京U	関も融資取引があり、借入金との相殺が可
	いては、運営費交付金債務残高の	対し、基金資	対し、基金資		FJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円としている。貸付金原	能な規模であることから、差入先、提供方
	発生状況にも留意した上で、厳格	産 10 億円を	産 10 億円を	<評価の視点>	資の確保のために毎年継続的に長期借入金をすることが想定される	法は妥当であると認められ、また、中期計
	に行うものとする。加えて、財務	担保に供す	担保に供す	担保の提供方法は妥当か	ことから、担保の提供方法は、根質権としている。平成26年度にお	画等の記載と同等水準であることから、計
	内容等の一層の透明性を確保す	るものとす	るものとす		いては、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラ	画等に照らして満足いくものであると認め
	る観点から、決算情報・セグメン	る。	る。	低利な資金調達が可能とな	ス 0.5%の 0.525%、それ以外の長期借入金については、長期プライ	られる。
	ト情報の公表の充実を図るもの			っているか	ムレートの 1.15%という低利率で資金調達することができた。	
	とする。					<今後の課題>
						<その他事項>

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—2	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3.	各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率化に	剰余金は、	剰余金は、	職員の研修機会を設けたか	<主要な業務実績>	評定 —
	関する事項」で定めた事項に	職員の研修機	職員の研修機		該当なし	<評定に至った理由>
	ついて配慮した中期計画の予	会の充実、わ	会の充実、わ	<評価の視点>		剰余金がないため、評価の対象外。
	算を作成、当該予算の範囲で	かりやすい情	かりやすい情	剰余金の使途は適正か		
	有効かつ効率的な業務運営を	報提供の充実	報提供の充実			<今後の課題>
	行うこと。また、毎年の運営費	等に充てる。	等に充てる。			
	交付金額の算定については、					
	運営費交付金債務残高の発生					<その他事項>
	状況にも留意した上で、厳格					
	に行うものとする。加えて、財					
	務内容等の一層の透明性を確					
	保する観点から、決算情報・セ					
	グメント情報の公表の充実を					
	図るものとする。					

4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
IV—3	施設及び整備に関する計画						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー					

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実	<b>実績、年度評価に係る</b>	自己評価及び主務大臣に	よる評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		(1) 施設及び設	(1)施設及び設備	展望塔について必	<主要な業務実績>	評定	В
		備に関する計画	に関する計画	要な改修を行ったか	羅臼国後展望塔の改修については、平成 26 年	<評定に至っ	た理由>
					11月に改修工事が完了した。	羅臼国後展	望塔の改修工事については必要な改修が行われたと
		羅臼国後展望塔	羅臼国後展望塔			認められる。	
		について必要な改	について必要な改				
		修を行う。	修を行う。			<今後の課題	i>
						<その他事項	<u>:</u> >

4. その他参考情報			

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—4	人事に関する計画

関連する政策評価・行政事業レビュー 当該項目の重要度、難易度

## 2. 主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主流	務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	(1)業務の重要度と	(2) 人事に関する計画	(2)人事に関する計画職	<その他の指標>	<主要な業務実績>	評定 B
	優先順位を踏まえ、職	職員の適性を的確に把握	員の適性を的確に把握	職員の適正に応じた人	事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラ	<評定に至った理由>
	員の適正な配置を行う	し、適性に応じた人員配置	し、適材適所の人員配置	員配置がされているか	ット) の組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の	極めて限られた人数の中で、スタッフ制
	ことにより、業務の効	を行う。	に努める。		連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための	を採用して職員の語学力等の適性を見極め
	率化を図る。また、事			職員のロシア語習得の	検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改	ながら、人員配置を行ったり、また、各種研
	業の円滑な実施のた	業務上必要な研修に積極	業務上必要な研修に積	推進や各研修会への派遣	正を行い、課制(事務局総務課を除く)を廃止し、	修会に職員を積極的に派遣するなどして職
	め、職員のロシア語習	的に参加させ、職員の能力	極的に参加させ、職員の	など業務上必要な知識・技	スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極め	員の能力向上の推進に努めたりするなど、
	得の推進に努め、職員	開発を図るなど、業務上必	能力開発を図るなど、業	術向上を目指しているか	ながら、人員配置を行うよう努めた。組織見直しの	最大限の努力を行っていると認められる。
	を採用する際にはロシ	要な知識・技術の向上を目	務上必要な知識・技術の		結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的	
	ア語のスキルも考慮し	指す。特に、職員のロシア語	向上を目指す。また、職	<評価の視点>	な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図る	<今後の課題>
	た募集を行うこと等の	習得の推進に努め、職員を	員のロシア語習得の推進	職員の適正な配置を行	ためには、職員一人一人の能力向上が欠かせない	
	措置を講じるものとす	採用する際にはロシア語の	に努める。	うことにより、業務の効率	ことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職	
	る。	スキルを考慮した募集を行		化を図れているか	員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだ	
		うこと等の措置を講じるも			ことを活かすことによって、事務を円滑に遂行す	<その他事項>
		のとする。			ることにつながり、業務効率を高めることができ	
					た。	
		期末の常勤職員数は、期				
		首を上回らないものとす				
		る。				

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
IV—5	期目標期間を超える債務負担							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ										
評価対	対象となる指標	達成目標	基準値	(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3	3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及び	び主務大臣による評価		
	中期目標中期計画		年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
		(3)中期目標期間を超え	(3)中期目標期間を超え	中期目標期間にわたっ	<主要な業務実績>	評定 —
		る債務負担	る債務負担	ての契約状況	該当なし	<評定に至った理由>
						次期中期目標期間にわたって契約を行ってい
		中期目標期間中の業務	中期目標期間中の業務			ないので評価対象外。
		を効率的に実施するため	を効率的に実施するため			
		に、次期中期目標期間にわ	に、次期中期目標期間にわ			<今後の課題>
		たって契約を行うことが	たって契約を行うことが			
		ある。	ある。			
						<その他事項>

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
IV—6	情報セキュリティ対策					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	(2) 政府の方針を	(4)情報セキュリティ対策	(4)情報セキュリティ対策	情報セキュリティ対策の実	<主要な業務実績>	評定 B	
	踏まえ、情報セキュ			施	職員は、情報セキュリティポリシ	<評定に至った理由>	
	リティ対策の向上を	政府の方針を踏まえ、情報セ	政府の方針を踏まえ、情報セ		ーに基づき、適切な情報セキュリテ	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポ	
	図る。	キュリティ対策の向上を図る。	キュリティ対策の向上を図る。	<評価の視点>	ィの確保に努めるとともに、意識の	リシーを策定し、情報セキュリティ水準を引	
				情報セキュリティ対策の向	向上を図るため情報セキュリティ	き上げるとともに、職員に対し情報セキュリ	
				上が図られているか	に関する研修を実施した。	ティに関する研修を行い、意識の向上に努め	
						たと認められる。	
						<今後の課題>	
						<その他事項>	

4. その他参考情報	